

自治会等の法人化の手引き

—認可地縁団体—



宍粟市

令和3年12月改定

問合せ先

市役所 まちづくり推進課

TEL 0790-63-3123

一宮市民局 まちづくり推進課

TEL 0790-72-1000

波賀市民局 まちづくり推進課

TEL 0790-75-2220

千種市民局 まちづくり推進課

TEL 0790-76-2210

本編目次

1	認可地縁団体とは	1
2	認可申請できる団体	2
3	認可の要件	3
4	申請から認可までの流れ	5
5	認可申請の手続き	6
6	認可・告示	7
7	認可後の地縁団体について	
(1)	認可地縁団体の印鑑登録	8
(2)	各種証明書の発行	9
(3)	不動産登記	9
(4)	税の申告	10
(5)	各種課税関係	10
(6)	告示された事項に変更があった場合	11
(7)	規約を変更するとき	12
(8)	財産目録の作成と据え置き	12
(9)	構成員名簿の作成と据え置き	12
(10)	通常総会の開催	12
8	認可の取り消しと解散	
(1)	認可の取り消し	13
(2)	解散	13
9	不動産登記法の特例について	14
10	認可地縁団体Q&A	16

1 認可地縁団体とは

いわゆる自治会・町内会等（以下「自治会等」といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体（認可地縁団体）となることができますとともに、その団体名義で不動産登記等を行うことができます。（地方自治法第260条の2第1項）

○ 法人化制度の趣旨

従来、自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、自治会等の団体名義で登記が出来なかったことから、会長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記されていました。

その場合、次のような様々な問題が生じていました。

- (1) 登記名義人の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
- (2) 登記名義人が亡くなられた時に、相続人との間でトラブルが生じた。また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたり手続きが遅延した。
- (3) 多数人による共有として登記しているため、登記名義人が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。
- (4) 所有権移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまう。

このため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、団体名義で不動産登記ができないことによる保有不動産をめぐるトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするため、自治会等に対し権利能力を取得する途が開かれました。具体的には自治会等は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等」を保有するため、市長の認可を受け、法人格を持つことができるようになり、団体名義で不動産登記などができるようになりました。

さらに、令和3年5月26日地方自治法の改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等を保有しなくても幅広い地域活動を行う自治会等もあり、活動の実態と認可目的が必ずしも一致しないことから、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う自治会等については、市長の認可を受け、法人格を持つことができるようになりました。

※ 自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、宍粟市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

2 認可申請できる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体いわゆる自治会等が対象です。

※次のような団体は認可されません。

- ① 特定の目的の活動だけを行う団体（同好会、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）
- ② 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体（老人会や子ども会（年齢の制限）、女性団体（性別の制限）など）
- ③ 代表者が数人いる団体（数人の役員が各自代表権を有する団体など）
- ④ 自治会の連合組織の地縁による団体（連合自治会、協議会など）

※令和3年5月26日地方自治法改正（令和3年11月26日施行）

地方自治法の改正以前は、保有資産目録又は保有予定資産目録に基づき、団体が不動産等を保有していること又は保有する予定があることを確認する必要がありましたが、令和3年11月26日に法改正が施行されたことに伴い不要となりました。

3 認可の要件

次の4つの要件をすべて満たしている自治会等が認可の対象となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。



「地域的な共同活動」とは、自治会等が現に行っている次のような活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭においているものではありません。

- ・ 回覧板、会報等での住民相互の連絡
 - ・ 清掃及び美化活動
 - ・ 防災及び防犯活動
 - ・ 市に対する要望等
 - ・ 集会所の維持管理
 - ・ 街路灯の設置及び維持管理 など
- ※一般的な自治会等の活動をさします。

- (2) 自治会等の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において自治会等が相当の期間にわたって存続していること。



「客観的に明らかなもの」とは、自治会等の区域が、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、その自治会等の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。また、確認できない場合は地図を提出いただくことがあります。

「相当の期間」とは、安定的に存在していると認められる期間をいい、具体的には、2年以上とします。

- (3) 自治会等の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。



「すべての個人」とは、年齢、性別、国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。したがって、世帯単位を構成員とすることは認められません。

また、「相当数」とは、一般的にはその区域の全住民の過半数を判断基準としています。(自治会等に参加していない人を含む。)

※ 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできませんが、投票権を有さない賛助会員とすることができます。

- (4) 次の8つの事項を全て含む規約を定めていること。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

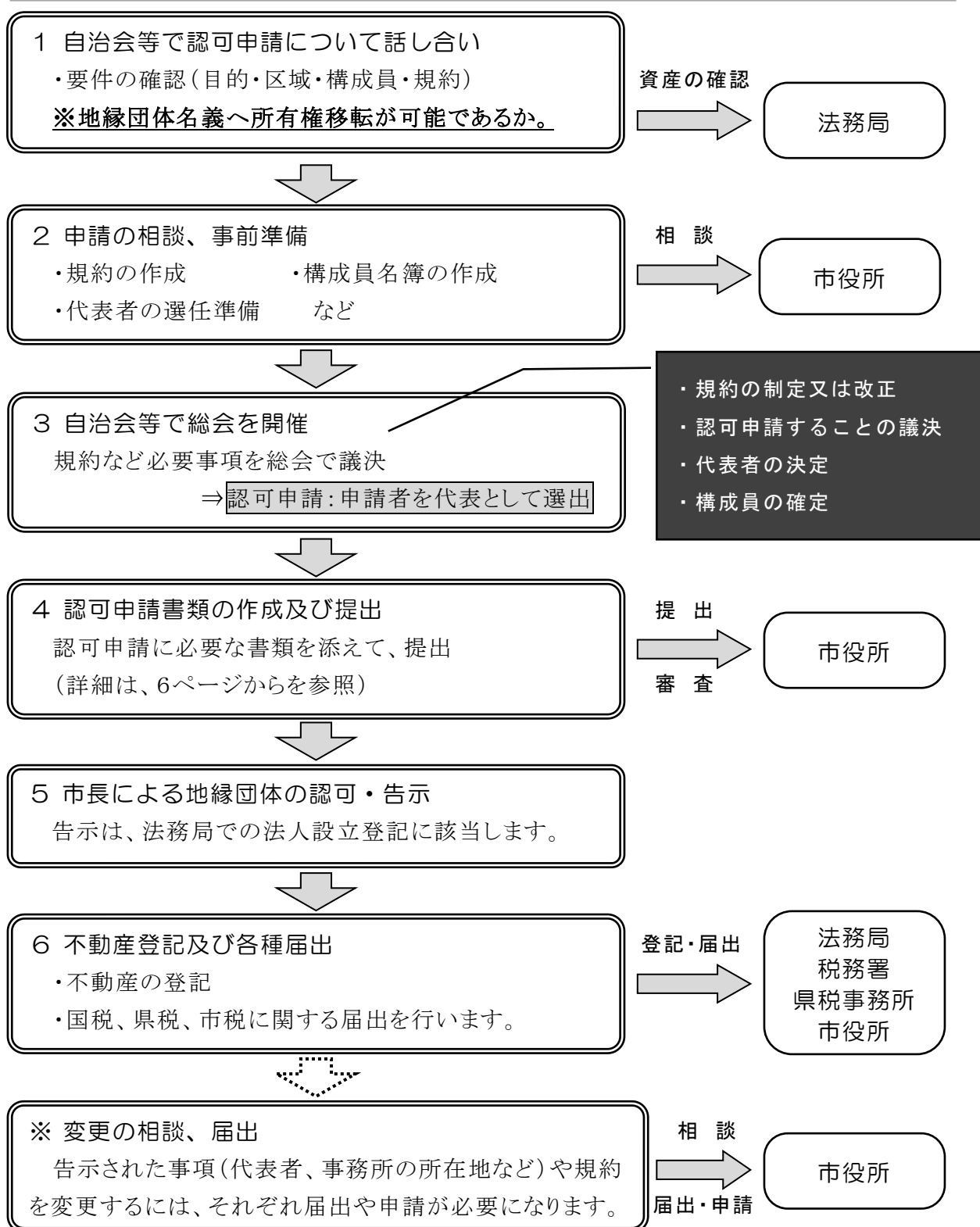


認可を受ける場合は、この8項目をすべて含んだ規約を定める必要があります。この項目以外の事項が記載されていても構いませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。

規約の制定又は改正にあたっては、必ず事前に市のまちづくり担当課に相談してください。

詳しくは別冊【作成例・記載例】(以下【別冊】といます。)1ページからの規約作成例を参照してください。

4 申請から認可までの流れ



※ 手続き等の詳細については、次ページ以降を参照してください。

5 認可申請の手続き

認可申請は、当該地縁団体の代表者が、市長に対して次の書類により申請します。

(1) 認可申請書（様式第1号） ⇨記載例は【別冊】24ページ

※認可申請書には、次の(2)～(11)の書類を添付してください。

※自治会等団体の印及び代表者の認印を持参してください。

(2) 規約（4ページ(4)の各事項を定めたもの）

※作成に当たっては、【別冊】1ページからの規約作成例を参照ください。

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

※総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）

※作成に当たっては、【別冊】10ページの総会議事録作成例を参照ください。

(4) 構成員の名簿（様式第2号） ⇨記載例は【別冊】25ページ

※構成員の氏名及び住所を記載したもので、その自治会等内の住民のうち、過半数の方の登載が必要です。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※自治会等で作成している「①前年度の事業報告書」、「②前年度の決算書」、「③当該年度の事業計画書」、「④当該年度の予算書」が必要です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類（様式第5号）

⇨記載例は【別冊】26ページ

①申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し

※(3)認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類に、代表者選出の記録が必要です。

②申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書

※申請者本人の署名・押印のあるものが必要です。

(7) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任有無を証する書類（様式第6号） ⇨記載例は【別冊】27ページ

(8) 代理人の有無を証する書類（様式第7号）

☞記載例は【別冊】28ページ

(9) 区域を表示した地図

※区域が地番で表せない場合等は、自治会等の区域を表示した地図を作成してください。



・認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。
・既存の規約を改正する場合は、必ず見直しをしていただき、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前にまちづくり担当課にご相談ください。

6 認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可し、告示を行います。（告示までの期間は、概ね2週間程度かかります。）この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。

法務局での法人登記は必要ありません。不動産の登記については専門機関にお問い合わせください。

告示内容

告示される内容は、次のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

7 認可後の地縁団体について

(1) 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。
不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。

なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個です。

① 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。（代理人の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要となります。）

- ア 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第11号） ☞記載例は【別冊】34ページ
- イ 代表者個人の印鑑（認印）
- ウ 登録をする自治会等の印鑑
- エ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの（自動車運転免許証、健康保険証など）

② 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ア ゴム印その他の変形しやすいもの
- イ 印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ウ 印影が鮮明でないもの
- エ 上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

③ 登録印の改廃について

登録印の改廃には次の書類が必要です。

- ア 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第13号） ☞記載例は【別冊】36ページ
- イ 印鑑登録時に必要な書類（上記①及び②に同じ）

(2) 各種証明書の発行

① 認可地縁団体の証明書（地縁団体台帳原本の写し） ☞【別冊】30ページ

自治会等の名義で不動産の登記を行う場合に必要な認可地縁団体の証明書は、どなたでも請求することができます。告示事項証明書交付請求書（様式第8号）（☞記載例は【別冊】29ページ）によりまちづくり担当課まで請求して下さい。
※証明書の交付手数料は1通につき300円です。

② 印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書兼証明書（様式第12号）（☞記載例は【別冊】35ページ）に、登録されている認可地縁団体印鑑を添えて、まちづくり担当課まで申請して下さい。

不動産登記に必要な印鑑登録証明書は、原則として、団体の代表者が申請して下さい。

※代理の方が窓口に来られる場合は、別途委任状（☞参考例は【別冊】38ページ）が必要となります。

※証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

(3) 不動産登記

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の必要書類など、詳細については、法務局にお問い合わせください。

① 所有権保存登記に必要なもの

登記申請書、申請書副本、各種証明書（建築確認通知書他）、代理権限証書など

② 所有権移転登記に必要なもの

登記申請書、申請書副本、登記済書、印鑑証明書、各種証明書（評価証明書他）、代理権限証書など

※自治会等の代表者等の名義で登記していた不動産について、認可後、自治会等の名義に移転登記する場合の登記原因は、委任の終了となり、日付は市長の認可の日となります。

※認可地縁団体は、次のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

ア 保有資産（不動産）の増減

イ 登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※代表者名の変更は、登記事項でないので、変更登記の必要はありません。ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には、変更登記が必要となります。

(4) 税の申告

① 法人の設立届

宍粟市役所税務課、龍野県税事務所課税第1課、龍野税務署へ届け出をします。
※届出には、市で発行する告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）、規約の写しが必要となります。また、その他添付書類が必要な場合がありますので、事前に、担当部署にお問い合わせください。

	担当部署	電話番号	住所
市税	宍粟市役所税務課	0790-63-3124	宍粟市山崎町中広瀬133-6
県税	龍野県税務事務所 課税第1課	0791-63-5670	兵庫県たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3
国税	龍野税務署	0791-62-0281	兵庫県たつの市龍野町富永字田井屋畑 1005-70

② 税の申告

ア 収益事業を行わない場合

法人市民税及び法人県民税の均等割が課税されますが、減免申請により免除されます。

宍粟市役所及び龍野県税事務所へ申告と減免申請をします。

イ 収益事業を行う場合

物品の販売や不動産の貸付等の収益事業を行う場合は、法人市民税、法人県民税及び法人税が課税されますので、宍粟市役所、龍野県税事務所及び龍野税務署へ申告をします。

※ 申告及び納税は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内です。

※ 収益事業の該当の有無は税務署に相談してください。

(5) 各種課税関係

認可地縁団体には、次の税金が課税されますが、一定の条件を満たせば減免措置があります。詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	均等割・所得割を課税

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税 つづき	法人市民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり ◎法人設立届	均等割・所得割を課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 ※減免措置あり	固定資産税の評価額で課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり ◎法人設立届	均等割・所得割を課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	※減免措置あり	不動産を取得した時点の評価額で課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

(6) 告示された事項に変更があった場合

告示された事項（7、8ページ参照）に変更があった場合は、市長への届出が必要になります。告示事項変更届出書（様式第9号）及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）にそれぞれの告示事項ごとに必要な書類を添付して変更の手続きを行う必要があります。

特に次の事項について変更があった場合は、速やかに届け出てください。

① 代表者が変更になったとき

- ・ 告示事項変更届出書（様式第9号） ☞ 記載例は【別冊】32ページ
- ・ 代表者の代表者承諾書（様式第5号） ☞ 記載例は【別冊】26ページ
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会の議事録の写し。☞ 作成例は【別冊】12ページ）

② 主たる事務所の位置が変更になったとき

- ・ 告示事項変更届出書（様式第9号） ☞ 記載例は【別冊】32ページ
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会の議事録の写し。☞ 作成例は【別冊】12ページ）

(7) 規約を変更するとき

規約を変更する場合は、市長の認可が必要です。事前に、まちづくり担当課に相談してください。なお、規約の変更内容が、名称、目的、事務所の所在地など告示事項に該当する場合は、市長の認可後、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

- ・規約変更認可申請書（様式第10号） ☞記載例は【別冊】33ページ
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類 ☞作成例は【別冊】21ページ
- ・規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会の議事録の写し。☞参考例は【別冊】10ページ）

※地方自治法260条の3第2項の規定により、規約の効力発生は、市長の認可後となります。

※登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

(8) 財産目録の作成と備え置き

認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）とすべての負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものです。

(9) 構成員名簿の作成と備え置き

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。転居等による構成員の変更については、市への報告及び届出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

(10) 通常総会の開催

- ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回構成員の総会を開いてください。
- ・総会の招集は、少なくとも5日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議によって行います。
- ・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

8 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・ P3~4に示す4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき。
- ・ 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

(地方自治法第260条の2第14項)

(2) 解散

認可地縁団体が次の一つに該当することとなったとき、認可地縁団体は解散します。

解散には、市長に対して届出（市長による解散告示あり）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき。
- ② 破産したとき。
- ③ 認可が取り消されたとき。
- ④ 総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議があったとき。（規約に別段の定めがある場合を除く。）
- ⑤ 構成員が欠けたとき。

(地方自治法第260条の20)

9 不動産登記特例法について

認可地縁団体等が実質管理する不動産で登記事項証明書に表示された登記関係者が所在不明になっている場合、相続人の確定に多大な時間がかかり、所有権移転登記が困難な状況となっていました。平成27年4月1日より地方自治法の改正法が施行され、一定の要件に適合しかつ、法手続きが行われた場合には、認可地縁団体への所有権移転登記申請が可能になりました。

手続きの流れ

1. 申請要件を満たしている認可地縁団体が、市に対して次の書類を提出します。

- (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第15号）☞記載例は【別冊】37ページ
- (2) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- (3) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (4) 申請者が代表であることを証する書類

【例示】

- ・ 告示事項証明書

(5) 申請要件に該当することを疎明するに足りる資料

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していることの資料
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることの資料

【例示】

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

- ③ 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人になっていることの資料

【例示】

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳

④当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全部又は一部の所在が
知れないことの資料

【例示】

- ・ 全部又は一部の登記関係者の相続関係図
- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

2. 市が提出資料を確認し、申請要件を満たしている場合、3か月以上の公告を行います。
3. 不動産の登記関係者等から異議がなかった場合、市が認可地縁団体に対して異議がなかった旨を証する書類を交付します。
4. 認可地縁団体が法務局に必要書類を提出し、登記の移転を行います。

留意点

- 上記（5）の④の資料提出にあたっては、後々のトラブルを防ぐためにも、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいと思われます。
- この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とし、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

10 認可地縁団体Q&A

Q1：構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの赤ちゃんも記載する必要があるのでしょうか？

A1：構成員とは住民個人であり、年齢、性別等は問いません。また構成員は世帯でとらえるのではなく、世帯主及び世帯員も名簿には記載する必要があります。つまり赤ちゃん、未成年、外国人も全て構成員となることができます。

Q2：地縁による団体の保有財産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？

A2：地縁による団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項及び第89条）との関係が生じることはありません。また地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、神社の祠や墓地は地縁団体の保有資産となりうると解されています。

Q3：個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A3：認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約（【別冊】6ページの規約作成例参照）に定めることは可能であると解されています。

Q4：地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

A4：地方自治法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までをも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Q5：自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか？

A5：地方自治法では「当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」とあります。このことから認可されても従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織ともみなされることはありません。